被害者等支援計画

令和3年2月 -般財団法人 札幌市交通事業振興公社



1 被害者等支援の基本的な方針

当公社は、最大の使命である輸送の安全を確保するため、法令・規程を遵守した厳正な職務の遂行と不断の努力により、安全管理体制の維持・向上に一丸となって取り組みます。

しかし、万が一、人命に関わる大規模な事故(以下「事故」という。)が発生した場合は、人命を第一とした迅速かつ的確な非常体制を確立するとともに、可能な限り速やかに事故の被害に遭われた方及びご家族等に寄り添い、誠心誠意対応し、支援いたします。

このような当公社の基本的な方針を踏まえたうえで、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に則って、「被害者等支援計画」を策定しました。

2 被害者等支援の基本的な実施内容

万が一、事故が発生した場合は、事故・災害対策本部を速やかに設置し、総 務課職員が事故の被害に遭われた方及びご家族等への連絡、対応、支援等を行 います。

(1) 情報提供

アの被害者等の情報収集

国土交通省と連携して、警察、消防、病院等から情報を収集し、可能な限りご家族等への連絡に努めていきます。報道等で被害に遭われた方の氏名等が公表されている場合であっても、当公社から改めてご連絡するよう努めていきます。

イ 問い合わせ窓口の設置等

当公社へお問い合わせをされるご家族等に対応するため、専用のお問い合わせ窓口を設置します。

また、当公社ウェブサイトにおいても、迅速な情報提供を行っていきます。

ウ 個人情報の取り扱い

個人情報につきましては、個人情報保護の観点から、適切に取り扱いま



す。また、事故に遭われた方のご家族等にご連絡が取れた場合で、当該ご 家族等が被害に遭われた方の情報を公表することを希望されない場合に は、その意思に沿った対応を行います。

エ 継続的な情報提供

事故に関する情報及び再発防止策につきましては、事故の被害に遭われ た方及びご家族等に速やかに情報提供するよう努めていきます。

(2) 事故現場等における被害者家族等への対応

事故の被害に遭われた方のご家族等が事故現場又は待機場所へ移動する 場合、移動や宿泊等について、出来る限りの支援を行います。

事故発生直後において、事故の被害に遭われた方のご家族等が事故現場で情報収集をされる場合、現地への移動手段のほか、ご要望に応じて待機場所、食料・飲料及び宿泊先等の手配を行うなど、必要とされるできる限りの支援を行います。

(3) 継続的な対応

事故の被害に遭われた方及びご家族等の相談窓口を設置し、事故の規模に 応じて必要な期間支援を行います。

また、精神的なケア等の専門的な事項については、国土交通省や専門機関等と協力しながら、誠心誠意対応いたします。

3 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立

万が一、事故が発生した場合は、事故の被害に遭われた方及びご家族等を 支援する体制を別図のとおり整備します。

(2) 研修等

被害者等支援の意義について周知し、安全についての職員全体の意識の向上を図るため、必要な研修等を実施します。



【別図:事故の被害に遭われた方及びご家族等を支援する体制】

事故発生直後の体制

継続的な支援体制

対策本部長	
対策副本部長	
作業責任者	
情報収集要員	

理事長
事務局長
総務企画部長
総務課長

支援窓口担当者
(総務課担当者)